**平成２９年（再イ）第２０号**

青森県弘前市大字城東３丁目13番地66

再生債務者　境　　優

1　決議に付する再生計画案　平成30年４月２日付け再生計画案

2　議決権の不統一行使の通知期限　平成30年５月21日

3　再生計画案に対する回答期間　平成30年５月21日まで

平成30年４月23日　青森地方裁判所弘前支部

**平成２９年（再イ）第３５号**

高知市福井町2187番地18　竹田マンション102

再生債務者　永野　　壽

1　決議に付する再生計画案　平成30年４月13日付け再生計画案

2　議決権の不統一行使の通知期限　平成30年５月23日

3　再生計画案に対する回答期間　平成30年５月23日まで

平成30年４月25日

高知地方裁判所民事部個人再生係

### 小規模個人再生による再生計画取消

**平成１８年（再イ）第９号**

東京都杉並区宮前５丁目12番13号　インペリアル清和25　405

再生債務者　伊藤　　豊

1　主文　本件再生計画を取り消す。

2　理由の要旨　平成18年12月15日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。

平成30年４月25日　長野地方裁判所佐久支部

### 小規模個人再生による再生手続廃止

**平成２９年（再イ）第５１号**

大分市末広町１丁目６番29―302号（パークサイド大分中央）

再生債務者　栗田　弥生

1　主文　本件再生手続を廃止する。

2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法237条１項に定める事由がある。

平成30年４月25日

大分地方裁判所民事第１部破産再生係

### 給与所得者等再生による再生手続開始

**平成３０年（再ロ）第３号**

沖縄県那覇市銘苅３丁目１番13号　レオパレス新都心Ⅱ101

再生債務者　吉田　礼祐

1　決定年月日時　平成30年４月23日午後５時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成30年５月21日まで

4　一般異議申述期間　平成30年６月４日から平成30年６月11日まで

那覇地方裁判所民事第３部

## 厚生労働省共済組合定款の一部変更について

厚生労働省共済組合定款（平成12年12月27日制定）の一部を次のように変更する。

平成 30 年３月 20 日

厚生労働省共済組合代表者

厚生労働大臣　加藤　勝信

第32条第１項の表中「$\frac{5.46}{1,000}$」を「$\frac{7.45}{1,000}$」に、「$\frac{41.35}{1,000}$」を「$\frac{41.46}{1,000}$」に、「$\frac{45.65}{1,000}$」を「$\frac{45.54}{1,000}$」に、「$\frac{10.92}{1,000}$」を「$\frac{14.90}{1,000}$」に改め、同条第２項の表中「$\frac{5.46}{1,000}$」を「$\frac{7.45}{1,000}$」に、「$\frac{45.65}{1,000}$」を「$\frac{45.54}{1,000}$」に改める。

附　則

1　この変更は、平成30年４月１日から施行する。

2　変更後の第32条第１項及び第２項の規定は、平成30年４月以後の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同月前の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

## 高速道路工事一部完了公告

本会社において、高速道路の工事を下記のとおり一部完了しますので、道路整備特別措置法第22条第２項の規定に基づき公告します。

平成 30 年３月７日

東日本高速道路株式会社

代表取締役社長　廣瀬　　博

記

| 路　線　名 | 工　事　の　区　間 | 工事の種類 | 工事完了の日 |
|---|---|---|---|
| 一般国道468号（首都圏中央連絡自動車道） | 茨城県稲敷市沼田から千葉県成田市吉岡まで | 新設工事 | 平成30年３月８日 |

## 企業年金基金解散公告

当企業年金基金は厚生労働大臣の認可を受け基金の解散の認可があったものとみなされたので、次のとおり公告します。

1．企業年金基金の名称　王子製紙企業年金基金

2．事務所の所在地　東京都中央区銀座４丁目７番５号

3．実施事業所の名称及び所在地　王子マネジメントオフィス株式会社　東京都中央区銀座４丁目７番５号、王子製紙株式会社　東京都中央区銀座４丁目７番５号、王子グリーンリソース株式会社　東京都中央区銀座４丁目７番５号、王子イメージングメディア株式会社　東京都中央区銀座５丁目12番８号、王子製紙新労働組合　東京都中央区銀座４丁目７番５号、医療法人王子総合病院　北海道苫小牧市若草町３丁目４番８号

4．解散の理由　確定給付企業年金法第81条に基づく法第85条第１項による。

5．解散の認可があったものとみなされた事項　当基金の事業主が規約型企業年金を実施することの承認を受け、当基金の加入者等に係る給付の支給に関する権利義務を当該規約型企業年金の事業主に移転・承継すること。

6．解散の認可があったものとみなされた年月日　平成30年３月21日

平成 30 年５月８日

東京都中央区銀座４丁目７番５号

王子製紙企業年金基金

理事長　武田　芳明

## 企業年金基金清算人就任公告

当企業年金基金は確定給付企業年金法第81条に基づく法第85条第１項により、厚生労働大臣の認可を受け基金の解散の認可があったものとみなされたので、確定給付企業年金法施行令第59条に基づき次のとおり公告します。

1．清算人氏名　大森　康正

2．住所　東京都中央区銀座４丁目７番５号

平成 30 年５月８日

東京都中央区銀座４丁目７番５号

王子製紙企業年金基金

理事長　武田　芳明

## 会社その他の公告

**合併公告**

左記会社は合併して甲はＺの権利義務全部を承継して存続しＺは解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から１箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十九年八月十日

掲載頁　八十一頁（号外第一七四号）

平成三十年五月八日

東京都千代田区東神田二丁目一〇番一八号

（甲）株式会社キングジム

代表取締役　宮本　　彰

東京都千代田区東神田二丁目一〇番一八号

（乙）株式会社キングビジネスサポート

代表取締役　藤本　　聡